

令和2年度普通会計決算認定特別委員会

令和3年10月8日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岩佐委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けるとともに、この際、報告すべき事項があればこれを受けることにいたします。

小澤警察本部長

令和2年度決算に係る主要施策の実施状況及び決算の概要につきまして、お手元の説明資料により御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和2年中、県警察では安全・安心を誇れる徳島県の実現を運営指針として五つの運営重点に基づき、各種施策を推進いたしました。

第1は身近な犯罪の抑止です。

昨年中の刑法犯認知件数は約2,400件と、過去最多であった平成15年の約2割まで減少する一方、DV、児童虐待事案等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案は高い水準で推移いたしました。

良好な治安の確保は、一人、警察の活動のみで達せられるものではなく、防犯ボランティア団体によるパトロールや登下校の見守り活動など、地域住民の方々の御協力が必要不可欠であります。

県警察では、関係機関・団体と連携したパトロールをはじめ、SNS等を活用した情報発信活動等、治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策はもとより、防犯カメラ設置の働き掛けなど、犯罪の起きにくい社会づくりを推進いたしました。

特に、児童虐待、ストーカー等、事態が急展開して重大事件に発展する可能性が高い事案に対しましては、引き続き、危険性等を早期に見極めた上、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

第2は重要犯罪等の徹底検挙です。

昨年中の殺人や強盗等の重要犯罪の検挙率は91.7パーセントでした。

重要犯罪等の発生は県民の体感治安の低下につながることから、事件を認知した際には大量の捜査員を投入するほか、現場における鑑識活動を徹底して早期解決に努めました。

高齢者をはじめ幅広い年齢層に被害が広がっている特殊詐欺事件につきましては、認知件数は減少したものの、被害額は9,100万円余りと約1,400万円増加いたしました。この種の犯罪は全国を舞台として組織的に敢行されるケースが多いことから、引き続き、首都圏を中心に捜査員を派遣するなど、実行犯の検挙に向けた捜査を進めるとともに、タイムリーな情報発信や金融機関等との連携による被害防止に向けた取組にも努めてまいります。

第3は交通死亡事故の抑止であります。

昨年中の交通事故件数は2,100件余りと減少基調が続いており、また死者数につきましても、昭和35年以降最少の20人となりました。

これら死亡事故を分析しますと、依然として高齢者が当事者となる事故が多いほか、飲酒運転が原因となる事故の割合が全国に比べて高いなどの特徴がありました。県警察では、こうした交通事故の実態を踏まえ、関係機関・団体との連携による安全教育の推進、重大事故に直結する飲酒、暴走等の悪質、危険な違反の指導取締り、交通の安全と円滑に資する安全施設の整備等、総合的な対策に努めてまいりました。

2ページをお開きください。

第4は大規模災害、テロ等への対処です。

昨年は、九州地方を中心に甚大な被害を出した令和2年7月豪雨をはじめ、全国各地で災害が発生しました。本県においても、南海トラフ巨大地震の発生や集中豪雨による河川の氾濫等が懸念されておりますが、県警察といたしましても、平素から各自治体や関係機関と連携した訓練を重ね、対処能力の向上に努めているところです。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、県内で行われた聖火リレーに伴う警戒警備に従事したほか、首都圏の大会会場等に警察官を派遣するなど、全国警察一丸となってテロ対策に努めました。

第5は組織基盤の強化です。

平成29年に策定した警察署再編整備等総合計画に基づき、令和2年4月に阿南・那賀両警察署を統合したほか、阿南市と阿波市で運転免許センターの運用を開始いたしました。

警察署の統合により地域警察官の屋外での活動時間が増えたことや、捜査員の業務負担の平準化が図られたという成果が見られました。また、阿南市、阿波市での運転免許センターの運用により、より近くで即日交付をという県民の方々のニーズにお応えできたものと考えております。

引き続き、変化する治安、地域情勢や県民の方々のニーズ等を踏まえ、組織体制の見直しや業務の合理化等を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、基本的な感染予防と感染拡大に留意するとともに、バックアップ体制の確立など、業務の継続に支障を及ぼすことのないよう配慮してまいります。

3ページをお開きください。

主要事業の内容及び成果については、それぞれ記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

歳入歳出決算額について、御説明申し上げます。

まず、（1）歳入決算額ですが、予算現額22億3,893万9,000円に対しまして、収入済額は使用料及び手数料等、総額18億4,808万7,703円となっております。

なお、収入未済額の8万1,000円につきましては、放置違反車両の使用者が納付する放置違反金が未納となっているものです。

続きまして、（2）歳出決算額ですが、予算現額251億5,636万8,000円に対しまして、支出済額は人件費や施設整備費、その他活動費で総額247億183万7,198円となっております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 平岡警務部参事官兼総務課長

私からは、令和2年度の歳入歳出決算におきまして、証紙収入特別会計から一般会計への調定漏れが発生したことに关しまして御報告申し上げます。

本件につきましては、県警察から県会計管理者に報告した令和2年度分の収入証紙収納状況について、本年6月、自動車運転免許関係手数料2億488万8,550円が報告漏れであることが判明いたしまして、令和2年度決算において使用料及び手数料収入として同額分が調定漏れとなったものでございます。

調定漏れとなった額につきましては、事案発覚後、速やかに令和3年度分の収納として、証紙収入特別会計から一般会計に繰り出し済みでございます。

今後、同様の事案を発生させないよう、再発防止対策を徹底してまいりたいと考えております。

以上、御報告させていただきます。

#### 岩佐委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

#### 須見委員

ただいま総務課長から、証紙に関する調定漏れの報告を受けたところであります。

この件は7月13日付けの新聞各紙にも掲載されておりました。

会計事務処理においては、金額の多寡にかかわらず手続そのものの正確性が求められることとなっております。新聞記事によりますと、担当者の認識不足による手続のミスと理解するところでありますが、2億円という額はやはり衝撃的でございます。多額の会計処理のミスということで、県民の皆様の中にも厳しい御意見をお持ちの方もおられると思っております。

これまでの総務委員会等でも議論がなされていないと伺っておりますので、幾つか質問させていただきたいと思っております。

大まかな事案の概要は新聞記事にも掲載されておりますが、会計手続自体が複雑となっておりますので非常に理解しづらい部分もあります。改めて、本事案の概要について説明をしていただきたいと思います。

#### 日下警務部参事官兼会計課長

本件事案の概要についてということですが。

先ほど、委員のほうからもありましたように複雑でございますので、収入証紙による手数料収納の流れについて御説明したいと思います。

まず、金融機関等が県発行の各種収入証紙を買い受けます。その代金が証紙収入特別会

計に納付されることとなります。例えば、免許講習受講者につきましては、金融機関等で手数料相当の収入証紙を購入いたしまして、申請書に貼付の上、警察署等に提出します。警察署等では、その収入証紙を消印することによりまして手数料として収納しているところがございます。収納した件数や金額につきまして、本部主管課が自所属分と各警察署分を取りまとめて4月に前年度1年間分の収納した金額を県会計管理者に報告することとなっております。

本部会計課におきましては、報告されました前年度収納額を証紙収入特別会計から一般会計へ繰り出すための調定決議を行っております。これが簡単な収入証紙の一連の流れとなっております。

本件の事案につきましては、先ほど御説明いたしました流れのとおり、本年4月に令和2年度1年分の証紙収納状況につきまして報告書を提出したところです。

その後、本年6月1日に本部会計課におきまして別件の資料を確認していましたが、証紙収納件数等が県に報告した件数よりも多かったことから、至急調査いたしました。その結果、警察管理手数料につきまして、本来報告されるべき警察署の運転免許関係分、先ほど報告いたしました約2億円が報告漏れであったと判明したところがございます。その報告漏れに伴いまして、証紙収入特別会計から一般会計へ繰り出すための調定決議の金額が過少となり、令和2年度決算におきまして調定漏れとなったものでございます。調定漏れとなりました金額につきまして、本件事案発覚後、本年6月中に令和3年度分の収納として証紙収入特別会計から一般会計に繰り出しをしております。これが事案の概要となります。

#### 須見委員

一般的にミスが発生するときは、複数の要因が絡んでいることが多くあります。

本件は担当者の単純ミスが原因の一つかもしれませんが、組織としてのチェック体制の不備も原因の一つではないかと考えております。

そこで、本件のミスの原因をどのように分析しているのか、お聞きしたいと思います。

#### 日下警務部参事官兼会計課長

ミスの原因についてでございます。

まず、今回の場合は運転免許課におきまして、各警察署で収納した証紙の手数料分を取りまとめ、自分の所属の分とともに本部会計課に提出するところを、担当者が自分の所属、運転免許課の分のみで足りると誤認して、取りまとめた警察署分につきましては提出せず、提出を受けました本部会計課におきましても、その誤認と報告漏れに気付かなかったこととございます。こうした事務手続上のミスが発生したことに対する組織的なチェック機能が働かなかったことが原因と考えております。

#### 須見委員

調定漏れとなった額については、既に特別会計から一般会計に繰り出し済みとのことでリカバリーができていたとの報告でありました。

ただ、気掛かりなのは、この度の証紙収入が自動車運転免許に関する手数料という点で

す。自動車運転免許に関するサービスは、免許の新規取得や更新、高齢者講習等、多くの県民が享受するものであります。

今回の手続ミスで、こうした免許の更新手続等のサービスが滞るなどの影響はなかったか確認したいと思います。

#### 笠井交通企画課長

運転免許等の手続に影響がなかったかとのことですが、今回の事案は、手数料を徳島県収入証紙により収納した後の事務手続に誤りがあったもので、当該手数料の納付がなされた運転免許関係業務を含め、行政サービスが滞るなどの影響はなかったものと認識しております。

#### 須見委員

影響がなかったということで少し安心しました。

ここで一つ伺いたいところではありますが、この度の案件は、証紙の収納に関する案件でございます。自動車運転免許の業務のほかに、県警察全体の業務の中で証紙を取り扱う業務にどのようなものがあるのか、教えていただきたいと思います。

#### 日下警務部参事官兼会計課長

証紙はどのような業務で取り扱っているかの御質問です。

証紙による収入の方法により徴収する歳入につきましては、徳島県収入証紙条例第2条により使用料及び手数料と規定されております。

県警察におきましては、使用料につきましては自動車運転免許試験場使用料1種目、手数料につきましては風俗営業関係手数料、銃砲刀剣類関係手数料や自動車保管場所関係手数料等116種目の手数料について証紙による収入となっております。

#### 須見委員

令和2年度から内部統制制度が本格導入されております。この制度は、財務事務に関するミスの防止等、業務上発生するリスクの低減を図るための制度でありまして、本年度は導入後初めて評価報告書が公表されたところでありまして。

9月25日付けの徳島新聞によりますと、知事部局、教育委員会、県警等192部署で合計32件のミスがありましたが、県や県民に大きな経済的、社会的な不利益を生じさせた重大な不備はなかったとありました。

この評価には、当然、この度の県警察の調定漏れも含まれていると思っておりますが、重大な不備がなかったという結果を受けて、それで終わりというわけにはいかないと思っております。やはり2億円という額はかなりインパクトが強く、今後、仮に同様のミスが発生すると県民からの信頼回復は困難ではないかと思っております。そこで、再発防止を徹底する必要があるのではないかと考えております。

この度の事案を受けまして、県警察といたしまして、具体的にどのように再発防止を講じていくのか伺いたいと思います。

日下警務部参事官兼会計課長

具体的な再発防止対策についての御質問です。

本件事案発覚後、直ちに警察署等につきまして巡回指導を実施し、再発防止について指示するとともに、本年7月に適正な収入証紙事務を徹底するよう職員に示達したところであります。

本件事案のような事務処理のミスを防ぐため、収入証紙事務担当者用として収入証紙収納状況報告に関するチェックリストを活用して、組織的なチェック機能の強化を図ることとしております。

今後、再発防止対策を徹底いたしまして、適正な会計処理に努めてまいりたいと思っております。

須見委員

しっかりと再発防止策を講じていただきまして、二度とこのようなことがないようにしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

山田委員

私のほうからもその関連で何点か確認したいと思っております。

先ほども話がありましたが、2億円超という額は非常に重いです。令和2年度の決算の審査意見書、これは昨日も議論になりましたけれども、ここでも指摘されております。今年の6月になってようやく発見ということでしょう。何でそないなったんやと。極めてずさん。どのような経緯でこのミスが発覚したのか、詳しく説明していただけますか。

日下警務部参事官兼会計課長

どのようなことで発覚したのかという御質問です。

先ほど、須見委員の御質問にお答えしましたとおり、本年4月に令和2年度分の証紙収納状況の報告を本部会計課から県会計管理者に報告したところではあります。先ほどもお答えしたとおり、本年6月1日に本部会計課におきまして別件の資料を確認していたところ、報告していた件数よりも多かったことから、至急調査したというところがございます。その報告漏れによりまして、証紙収入特別会計から一般会計へ繰り出すための調定金額が少なくなって、令和2年度決算において調定漏れとなったというところがございます。

山田委員

その答弁ではなかなか納得できないんです。

あわせて、本件は単純ミスだと意見書の中でも言われています。組織内で確認すれば防ぐことができたミスだということです。先ほども議論がありました。担当者には、経験とか知識のある適任者を配置しているのか、また管理体制はどのようになっているのかという点について端的にお答えください。

日下警務部参事官兼会計課長

管理体制についての御質問です。

会計事務に関する監査につきましては、本部会計課監査室が担当しておりまして、室長以下6名の会計事務の経験や知識を有する適任者を配置し、監査業務に当たっているところでございます。

しかしながら、事務手続上のミスに対する組織的なチェック機能が働かなかったことが本件事案発生の原因の一つであると考えております。

今後、同様の事案を発生させないよう再発防止対策を徹底いたしまして、適正な会計処理に努めたいと考えております。

山田委員

その答弁もなかなかやなと思うんです。

さらに、今回、新聞では県民への直接的な影響はないというふうなコメントを出されています。しかし、このミスの影響で、現実に警察手数料が前年比で25.8パーセントも減少ということを見ると、県民への影響がないと説明する県警察の認識はちょっと甘すぎるのではないかと。もっと真剣に県の財政に与えた影響について、認識を持つべきだというふうに思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

日下警務部参事官兼会計課長

県の財政の影響についてどのように考えているかという御質問です。

県警察におきましては、県財政への影響につきまして判断する立場ではございませんので、お答えはいたしかねます。

先ほど、交通企画課長が須見委員の質問にお答えしたとおり、繰り返しにはなるのですが、今回の報告漏れによりまして、運転免許関係事務の行政サービスが滞るなどの影響はなかったところでございます。

山田委員

その答弁にもなかなか納得できないのです。

それとの関係で、2億円という多額の会計上のミスということですが、この点について職員に対し、何らかの処分をするのが妥当だと思うのですが、それはどういうふうになっているのですか。

平岡警務部参事官兼総務課長

今回の多額の会計ミスについては発生させてはならない事務手続の上のミスであり、組織的な業務管理が十分でなかったと認識しているところでございます。

今回の件に関しましては、担当職員はもとより業務を管理する立場の幹部職員、これらの者についても、所属長から業務指導を行っております。

今後も再発防止のため、指導を徹底してまいりますのでございます。

山田委員

それ自身も納得できないんです。

端的に聞きますけれども、この2億円の単純ミスのことが議論になっておりますが、昨

年、徳島板野警察署に係る遺失物の返還に係る賠償事案についての質問も行いました。詳しくは言いません。その時も再発防止に努めるというふうに言われました。今年に入って、先ほど須見委員さんからもあったように、2020年度から内部統制評価報告書が義務付けられた。2020年度は32件のミスがあった。32件のうち県警察の分はどのくらいあるのかという点についてお答えください。

日下警務部参事官兼会計課長

内部統制制度におけます県警察における不備の12件の内訳についてです。

内部統制制度は県警察本部と県下10警察署におきまして、令和2年度のリスクを評価して、その運用状況を年度末に自己評価するものでございます。

不備とした12件につきましては、収入に関することが9件、支出に関することが2件、契約に関することが1件で12件になっております。

その内訳や詳しい内容につきまして御説明いたしますと、収入の9件には先ほどの運転免許関係手数料2億円の報告漏れと調定漏れが含まれております。そのほかの不備につきましては、職員宿舍貸付料が納付期限後に納入されたものが3件、収入証紙の消印が正しくできていなかったもの等の収入証紙に関するものが4件であるところであります。

山田委員

驚くべき答弁です。今年32件のミスがあった。そのうちの12件、約4割が県警察ということ。今、さらっと12件と言われましたけれども、本当に驚くようなミスですよ。

職員の過失による会計事務のミスという点では、正に同じようなことがこれだけ行われているということです。昨年度もありました。板野署のことも言いました。やはり県警察の業務指導が徹底できていない。今回の内部統制報告制度に基づいて相当深刻に対応する必要があると私は思うのですけれども、本部長はじめ前の方はこれについて単なる再発防止に努めますと、板野署の時もそうやって言われました。恐らく答弁はそうでしょう。しかし、本腰入れて改善しないと、これからの内部統制制度の報告で毎年のように出てきます。

今回4割が県警察であったと、昨日、香川出納局副局長のほうからも全体について触れられました。改善についての具体的な取組と検討と意欲という点についてどうですか。前の方、お願いします。

平岡警務部参事官兼総務課長

本件事案認知後、直ちに巡回指導を実施し、再発防止について指示を徹底しているところでございます。

本件事案のような事務処理のミスを防ぐためには、チェックリスト等の活用が必要ということで組織的なチェック機能の強化を図っているところでございます。今回の件につきましては、組織的に重く受け止めておりまして、繰り返し業務指導を行うほか、再発防止対策を徹底して、適正な会計管理に努めてまいりたいと考えております。

山田委員



是非ともこれは深刻に受け止めて、先ほども出ましたけれども32件のうち12件が県警察のミスで、そのうちの1件が2億円を超えるというふうな状況ですから、こんなことを繰り返していたら県警察の信頼が揺らぐわけです。そういうものだとということで認識を進めていってほしいというふうに思います。

次の問題を伺います。

令和2年度の決算では、中央署旧庁舎の解体工事は2億円と言われておりました。しかし、その後、新たなダイオキシン関係の問題が起こったということで5,500万円、約25パーセント積み上げた。果たして妥当なのか、費用が高額すぎるのではないかという疑問があるのですけれども、この点はいかがでしょうか。

富永拠点整備課長

徳島中央署旧庁舎解体の予算増額に係る御質問でございます。

徳島中央署旧庁舎解体に際しまして、公表いたしました庁舎図面に記載のない小型焼却炉や重油ボイラー用の煙突からダイオキシンが検出され、新たに除去作業等の対策工事を行う必要が生じたものでございます。

また、先般、旧庁舎敷地内において実施されました県警察の事業ではないガス管の敷設工事におきまして、管理者不明の土管が発見されたことから、本件解体工事におきましても同様に、庁舎図面に記載のない地中埋設物が発見された場合の対策も必要と認識したところでございます。

そのため、ダイオキシンの洗浄・撤去工事費といたしまして約3,000万円、除去作業に伴います工期延長に係る追加経費といたしまして約1,800万円、地中埋設物の撤去工事費といたしまして約700万円、計約5,500万円の債務負担行為の増額変更が必要となったものでございます。

除去作業につきましては、法令等の規定に基づきまして、ダイオキシンの拡散防止対策、作業員のばく露防止対策を徹底した上で、保護服等を着用した作業員が手作業により、高さ約32メートル、幅約0.7メートルの煙突内の汚染されたレンガを1枚ずつ剥がす高度な作業が求められるところでございます。そのため、県警察といたしましては、作業に要する経費につきまして、ダイオキシンの飛散防止や周辺の環境被害の防止、作業員の健康被害の防止に万全を期す上で相応な金額と認識したところでございます。

なお、当該経費につきましては、作業の進捗状況に応じまして、繰り返しレンガの洗浄作業を行うなど、最大限の対策を実施した場合を想定して経費を見積もっているところでございまして、実際に要した経費は除去作業の内容を精査の上、支払うこととしております。

山田委員

本当に驚くような中身です。しかし、素朴に思うのは、9月15日付けの徳島新聞に「忘れられた焼却炉」という記事が出まして、私も読みました。ダイオキシン検出の要因となった焼却炉の存在を記憶している現職の警察官もいたような状況のようです。事前調査を入念にやっていたら、こんな費用は掛からずに済んだ。事前調査の不備があったのではないかと思いますけれども、この点はどうなんですか。

富永拠点整備課長

事前調査に係る御質問でございます。

県警察におきましては、平成28年10月のPFI事業の実施方針の公表に先立ちまして、保有しておりました徳島中央署旧庁舎の新築及び改築時の庁舎図面に基づきまして、庁舎内の現地確認を実施したところでございます。その際、受水槽や発電機等、設備機器や配管の敷設状況等を確認いたしましたが、小型焼却炉や煙突との接続につきましては、同図面に記載がなかった上、当時は警察署として運用中でありまして、資機材や備品等により遮へいされた箇所も多く、確認できる範囲が限定的であったことから、確認に至らなかったものでございます。また、平成28年11月に開催いたしました入札公告前の参画事業者を対象といたしました現場見学会においても、同様の理由から、県警察、参画事業者とも焼却炉の確認ができなかったものでございます。県警察といたしましては、PFI事業の実施に向けて可能な範囲で確認を行ったものと認識しております。

山田委員

そうやって聞いても、現職の警察官を含めて昔の東署にいたメンバーに、当然丁寧に聞いたら分かることであるし、図面にないとはいえ、またそういう調査をしていたら発見できたと思うのです。その点について、単なる発見のミスではなくて、県警のガバナンスとか東署のガバナンスというのが、本当に取れているのかと思うのです。

今回はダイオキシンで2億円と5,500万円、マックスと言うかもしれませんが、非常に大きなお金です。こんなことが次から次に形を変えて出てきたら大変だと思うのですけれども、知っていた人もいたというのに、図面に反映されていなくてそのまま工事が進んだということについてはどう考えているのですか。

富永拠点整備課長

事前確認に係る御質問でございます。

今回のダイオキシンの発生源と見られます焼却炉につきまして運用当時に職員が使用していたとの新聞報道があったことは承知してございます。

しかしながら、PFI事業の実施方針の公表時におきまして、本件事業に携わる者の中に当該焼却炉の存在を知る者はなく、また、運用停止後、相当の期間が経過していたことから、県警察として焼却炉の存在を認知するに至らなかったものでございます。

県警察といたしましては、PFI事業の実施に向けて可能な範囲で確認を行ったものと認識をしてございます。

山田委員

余り時間を取るわけにもいきませんが、この答弁もなかなか納得できません。

今の富永課長の話の中にもありましたが、PFI手法による庁舎整備については、従来からずっと、コスト削減や高いクオリティを維持しての維持管理が確保できるという答弁、説明をしてきました。しかし、この度の解体費用の増額はもとより、過去には杭の問題、杭の増額が約2億8,000万円です。こういうことで度々増額している。また、金利

や物価の影響によって更なる増額も予想される。加えて、PFI手法というのは問題になっていますが、県外の大手建設会社が契約して地元業者の参入が非常に難しい。今回、中央署については入りましたけれども、今、新ホールが問題になっていますが、そこには地元業者が入っていないという状況もあります。

そういうことを総じてPFI手法による庁舎整備を見直す時に来ているのではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

富永拠点整備課長

PFI手法に係る御質問でございます。

県警察におきましては、警察署や交番、駐在所、宿舎等多くの施設の管理しているところでございまして、施設の老朽化対策が大きな課題の一つとなっております。

今後、施設の長寿命化を図りながら、整備が必要な施設につきましては、計画的に事業を進めていく必要があると考えております。ただし、施設整備には多額の経費が伴うところでございまして、その実現に向けましては、コスト縮減に努めながら、よりクオリティの高いものとなるよう、様々な整備手法を検討する必要があると考えております。

PFI手法につきましては、民間資金やノウハウの活用によりまして、質の高いサービスの提供が得られるほか、財政負担の軽減や平準化が図られるなど、施設整備を進める上で有効な方法の一つであると認識しているところでございます。

徳島県におきましても、徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程におきまして、10億円以上の工事につきましては、PFI手法の活用を検討することがうたわれておりますほか、徳島県公共施設等総合管理計画の中ではPFI手法等の導入件数を3倍以上にするなどの目標が掲げられているところでございます。

県警察といたしましては、これらの規程でありますとか、これまでのPFI事業の整備効果等を踏まえまして、事業規模等に応じて必要な検討を行い、県内企業の受注機会の確保等、様々な点に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

庄野委員

主要施策の説明書の198ページをお願いしたいと思います。

私のほうからは交通安全施設整備事業についてお伺いしたいと思います。

いろいろな交通安全の施設整備がされておりますけれども、これに6億6,129万1,000円を使われております。この事業の概要について説明していただけたらと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

交通安全施設事業の概要について御説明いたします。

交通安全施設整備事業は、国が策定した社会資本整備重点計画及び県警が策定いたしました徳島県警察施設長寿命化計画に基づき、交通管制センター整備及び信号機や道路標識、標示の維持管理等を実施しております。

令和2年度の整備状況を説明いたしますと、例えば国道32号猪ノ鼻道路、四国横断自動車道及び徳島環状線等の道路整備に伴い信号機の新設、更新を実施したほか、信号機のLED灯器、車両用灯器310灯を整備いたしました。また、信号機の滅灯対策として、信号

機電源付加装置を7基整備いたしました。さらに、徳島環状線の道路改良による交通規制の見直しに伴い、道路標識等を新設、改正したほか、経年劣化等で破損した標識、標示等の補修を実施しております。概要は以上です。

庄野委員

LEDの信号機というのは西日が差しても見やすく、非常に有効な安全対策だと思います。大分、設置が進んでいるとは思いますが、信号機に占めるLED信号機の現在の割合を教えてください。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

LEDの信号機の割合、整備状況についてですが、LED灯器は、委員の説明にあつたとおり、西日対策等で視認性が良い等の利点があることから、本県におきましては平成6年度から車両用灯器につき整備に着手しております。

令和3年3月末現在、県内の全車両用灯器8,020灯のうち7,229灯をLED化しております。整備率については90.1パーセントとなっております。

庄野委員

平成6年から整備を始めて90.1パーセントということで、本当に整備が進んでいるなどと思います。LEDは本県の日亜化学工業から発祥した部分でありますから、本県が多分全国よりもLEDの率は高いのではないかと思います。

もう少しですが、今後、信号機のLED化をどんな感じで進めるのか、100パーセントに向けた予定みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

LEDの今後の方針ですが、先ほど申しましたとおり、令和3年3月末現在で90.1パーセントであります。県民の安全と安心を確保する観点からも事故防止に大きく役立つことから100パーセントのLED化に向け、積極的に整備に努めていく所存でございます。

庄野委員

いろいろな安全対策がございますので、LEDの信号ばかり集中するのはなかなか難しいかも分かりませんが、子供たちが渡る横断歩道が私の近くにもあり保護者の方が立哨<sup>しょう</sup>していますが、車が信号が黄色や赤色になっても見づらくて止まらないような危ない事例もあると聞きます。通学路とか立哨<sup>しょう</sup>しておる所とか特に要望があるような所については優先的に設置して子供たちを守っていただきたいというふうに思います。もちろん御高齢の方もそうでありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから横断歩道なんですけれども、車で移動していたら、横断歩道にはきれいな所もあるし消えかかったような所もあります。横断歩道を塗り替える基準というものはあるのでしょうか。横断歩道はいっぱいあるのでなかなか難しいと思うのですが、基準と言いますか、そのようなものがあるのかどうか教えてください。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

横断歩道の塗り替えについてです。

道路標示の塗り替えについては、明確な基準というのはいりません。ただ、横断歩道の道路標示は、交通規制を実施するものであり、摩耗が著しい場合には塗り替えをすることとしています。一般的に、車両の通行量や道路の状況によって、早いところでは年に1回の塗り替えを行う箇所もいりますし、7年から10年程度に1回の割合で塗り替えを行っているところもいります。

庄野委員

地域の立哨<sup>しょう</sup>しておられる方、町内会長さん、地域の協議会の方など、地元の方が老朽化や色落ちについては随分知っていると思うので、そういった方々から、例えば交番とか警察署とかに連絡があれば早急に見に行き、危ないなと思えば順次やっいてほしいと思います。私も過去に、うちの近くの横断歩道が非常に重要なところなんですけれども、消えかかっいて危ないという要望を受けまして、報告後すぐに塗っていただいたこともあります。そうした県民の方の危ないなという連絡があれば、予算の関係もあるのでしょうけれども、是非、現場を見られて、交通安全対策に万全を期していただきたいということを申し上げまして、終わります。

西沢委員

少し前から働き方改革をやっていて、署の統合とかいろいろとやっていると思います。労働時間そのものの管理体制はあるんですか。会社であればタイムカードを押してやっているけれども、それは難しい部署もあると思うのだけれども、管理体制というのはどのようになっているのか。

船本警務部参事官兼警務課長

勤務についての管理体制、特に勤務時間ということと解釈いたしました。

勤務時間は、日勤勤務であったり、毎日制であったり、あるいは交替制勤務ということでのいろいろな勤務がございすけれども、勤務時間はそれぞれ決まっております。その中で、警察の場合でございすので、緊急やむを得ない業務、突発事案の対応ということがございすので、その定められた勤務時間を超えて勤務をする場合が出てきます。これは超過勤務という言い方をしておりますけれども、その場合は、所属長の承認を得まして、いつ、この時間、こういう用務で勤務をしますということで承認を得て、その承認を得たものについて超過勤務をやっているということなんです。緊急やむを得ない場合、深夜でありますとか、休日等で直ちに幹部の承認が得られない場合は、事後にその承認を得ているという場合もございす。

西沢委員

幹部の方々は、その個人個人の勤務体制を把握しているということですね。そういう体制での管理をしているということですね。

船本警務部参事官兼警務課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

西沢委員

その中で各部署によっていろいろと違いがあると思います。交通とかそういった通常のことはそんなに大きな変動は少ないと思うのだけれども、刑事になると張り込みをすとか、時間が長かったり短かったりよく分からないようなそういう部署もありますよね。昔から刑事というのは、過酷で心臓が悪くなる人が多かったというように聞いていますけれども、どうなんですか、勤務体制のきつさというのは改善されてきましたか。

船本警務部参事官兼警務課長

特に刑事につきまして勤務が過酷でないのかという御質問でございます。

県警察ではこれまでいろいろな施策をやってまいりました。大きなところで言いますと警察署の統合です。平成26年から順次、警察署の統合をやってまいりました。当初15警察署あったものが、今、10署になっております。これは正にスケールメリットを生かした警察運営、業務運営ということでございまして、多くの警察官を一つに集めることによって、いわゆる超過勤務でありますとか緊急の呼出し等を回避していこうという側面もございいます。

例えば、署の当直勤務等で当直に就いている警察官、もちろん刑事もたくさんおりますけれども、少ない数で当直をすれば何か事案があったときに今の当直体制では間に合わないことになり、署長に報告して呼出しをしてもらおうということで刑事を呼び出すということが過去にはよく行われておりました。今はその当直体制の中でいろいろな事案に対応できるということで人を集めておるものですから、超過勤務も減っているという現状でございます。

今、地域警察再編計画ということで警察署の統合とは別に、地域警察の強化も図っておりますけれども、これも今まで日勤勤務であった駐在所を統合して交番化していくことでございます。交番化しますと24時間、警察官がその施設で活動するということになりますので、これも緊急の呼出しでありますとか突発事案の対応等ということを交番でできるということで、呼出し等は減っているという現状でございます。

西沢委員

健康管理体制はどうなんですか。昔から比べて、大分、心臓疾患とか体に負担の掛かるものは数値として改善されてきていますか。

船本警務部参事官兼警務課長

職員の健康管理でございます。

これに関しても定期健康診断や人間ドックの受診は100パーセントでやっているところでございます。あとは、メンタルケアということでございまして、ストレスの度合いはどうかということも全職員がメンタルヘルスチェックをやっておりまして、所属に還元されて職員の健康の維持、管理に努めている現状でございます。

## 西沢委員

特に刑事なんかだと張り込み等でずっとやらなければいけないと、時間が分からなくなったりね。そういうきついところもあるので、ほかの部署からの応援で回していけるようなそういう体制を、よく刑事物を見ると余りにも縦割りが過ぎて、そんなことは余り考えないような体制のドラマがいっぱいあります。やはりきついところにはきついところを応援する体制、縦のつながりだけでなく、横のつながりを大事にした在り方というのが必要なのではないかな。ドラマを見る限りにおいてだから分かりませんが、そんな気がしました。ほかにもいろいろあるのですけれども、このあたりで置いておきます。

## 岩佐委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時27分）